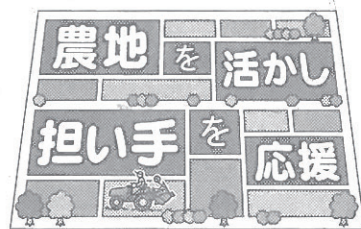


英夫会長、農業委員37人は、2015年1月に農業委員会の事務の遂行に關し、功績が顕著な農業委員会に贈られる「農林水産大臣表彰」を受けた。同委員会は、法改正で新たに設けられる見込みの「農地利用最適化推進委員」と類似する「農業委員会協力員制度」を設け、協力員が農業委員とともに農地の有効利用と優良農地の確保に努めている。この農業委員会協力員の役割と「農地銀行」の取り組みを紹介する。



委員と協力員がスクラム

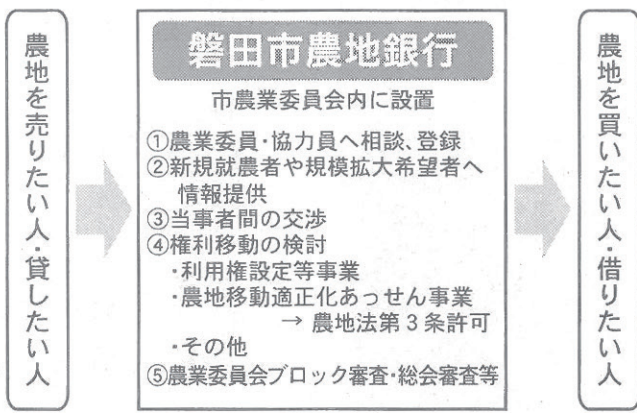
農地情報を公開

同委員会は05年4月1日に5市町村の合併に伴い、農業委員(選挙委員)が76人から30人に減少。農業委員1人当たりの担当区域が2倍強に拡大したため、合併時から44人の農業委員会協力員を置いていた。協力員は、合併前の旧市町村の担当区域ごとに当該地区を所轄する農業委員が推薦し、農業委員会長が委嘱している。

協力の主な役割は、農地法許可申請地の現地確認、毎月開催する事前審査会への出席および意見具申、農地パトロール、利用状況調査など農業委員の仕事をほとんど変わらない。事務局担当の川島光弘さんは「企業などの農業参入を農業委員会が妨げている、などと報道されることがある。農地銀行」とは、「後継者がいない」「高齢化で営農規模を縮小したい」などの理由で貸し付け(売却)を希望する情報を登録し、新規就農や規模拡大のため農地を探している農業者などに広く公開して農地の有効活用と農地の流動化を進めるものだ。

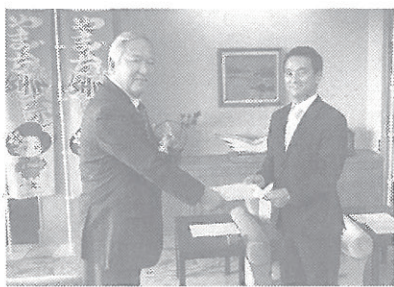


出し手と受け手 相互のかけ橋に



「農業委員会法の改正が行われるが、制度が変わるからといって農業委員会が変わるものではない。地域の農地をいかに守るか。地域の農業をどれだけ良いものにしていくかは今後も同じ。改正された制度を、地方はその枠組みの中で工夫して今後も活動していきたい」と井口光芳事務局長は力強く語った。

村岡副政知事(右)に農業委員会の意見をまとめた要望書を手渡す林会長



人と組織をサポート

山口県は農業従事者の平均年齢が70・3歳と高く、高齢化率も28・0%と全国で4番目。このた

支局発 農業委員会のページ

として「農の雇用事業」に重点的に取り組んでいる。これまでに151経営体、195人の研修生を支援している。県と一体となって集落の基礎実践研修の充実に

化、担い手不足など多く、将来への危機感から人材の確保・育成に向けて、15年度から新たに「担い手支援日本一総合対策事業」を打ち出した。この事業は、給付金制

独自の就農支援策提言

県が一貫した対策を開始

菅農の法人化にも力を入れる。2014年度は16件の相談対応、13法人の設立を支援した。これら

による人材確保対策や、定着や新規就農・就業者の受け入れ体制の充実、技術指導体制の強化など、就業・研修・定着までの一貫した支援対策を構築する

農委活動を支援

また、農村地域で活躍する農業委員を支援するため、研修会を通じた連携を図っているほか、女性農業委員組織の「やまぐち女性農業委員の会」の活動など、女性の特性を生かした農業委員会活動の展開にも期待している。

1 相続

に血族ですが、これには順位がついています。まず、①被相続人の子またはその代襲者(後述)です。子であればよく、婚外子も含まれます。次に②直系尊属、そして最後に③兄弟姉妹またはその代襲者です。

配偶者は第一順位
配偶者は、常に血族の相続人と同順位、つまり

配偶者は、常に血族の相続人と同順位、つまり

に血族ですが、これには順位がついています。まず、①被相続人の子またはその代襲者(後述)です。子であればよく、婚外子も含まれます。次に②直系尊属、そして最後に③兄弟姉妹またはその代襲者です。

また、その相続分は3分の1とされましたが、80(昭和55)年の改正で2分の1ということになりました。なお、内縁関係があるだけでは相続権は認められていません。子は第一順位の相続人になりません。

なお、一胎児は、相続の子(つまり甥または姪)にも認められています。が、再代襲相続は認められていません。

相続の税務 Q&A

ランドマーク税理士法人監修

相続開始から申告までの日程

相続が発生し、相続税の申告をしなければならぬのですが、いつまでに申告書を提出し、それまでにどのようなことをするのでしょうか。また、納付方法にはどのようなものがあるのでしょうか。

相続税の申告書提出 死亡から10か月以内

相続税の申告書は、被相続人の死亡(相続の開始)を知った日の翌日から10か月以内に提出しなければなりません。そのため、相続開始から3~4か月までの間に相続人、財産・債務を確認し、それらを基に遺産分割、納付方法、納税資金などについて検討しながら申告書を作成していきます。また、納付方法には金銭で一括納付、延納、物納と三つの方

法があります。延納、物納については、申告書の提出日までに申告書類を提出しなければなりません。その間の日程や、内容については目安として下記のとおりです。

- 被相続人の死亡……相続の開始
 - ・通夜、葬式
 - ・初七日の法要
 - ・四十九日の法要
 - ◎被相続人の財産・債務、遺言書の有無を確認します。
 - 3か月以内
 - ◎相続の放棄または限定承認・相続人の確認をします。
 - 4か月以内……被相続人にかかる所得税の申告・納付(準確定申告)
 - ◎被相続人が死亡した日までの所得税の申告・納付(準確定申告)をします。
 - 10か月以内……相続税申告書の提出・納付
 - ◎遺産分割の決定・分割協議書の作成、納税猶予を受ける場合はその手続き、納税資金について検討しながら相続税申告書を作成していきます。
- ◇次回は5月22日付

研究防除に生かす

山形県 村山市農業委員会 農業委員 高谷 太さん



山形県村山市の高谷太さんは、農業委員として活動する傍ら、蛾類研究者として培った知識を生かし、地域の野菜栽培の効率的な害虫防除に貢献している。日本蛾類学会の会員であり、県内の絶滅危惧生物を

正体突き止め農薬最小限

掲載する「レッドデータブックやまがた」の改定調査員も務める。自らの農業経営では、コマヤスイカ、ホウレンソウやブロッコリーなどのハウス栽培を行う。栽培するスイカが正体不明の虫に食べられると、その虫を成虫になるまで飼育し、正体を突き止める。正体が分かれば最小限の農薬で効率的な防除が可能となる上、トンボや蜂など天敵の数を回復させれば生態系も守るといふ。成虫になった姿を知る農家は少ないので、成虫の標本やスイカを